

寿都町障害者活躍推進計画

機関名	寿都町
任命権者	寿都町長
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
寿都町における障害者雇用に関する課題	<p>寿都町は、令和元年6月現在で職員総数が63名と小規模な機関であり、これまで障害者に限定した募集・採用は行っていない。</p> <p>令和元年度は、身体障害者手帳を持つ職員が2名在籍し、法定雇用率はクリアしている。これまで大きな問題を生じたこともなく、組織的な体制整備は特段行っていない状況である。</p>
目標	
① 採用に関する目標	<p>【実雇用率】 2.5%</p> <p>【評価方法】 毎年の任命状況通報により把握・進捗管理</p>
② 定着に関する目標	なし
取組内容	
① 障害者の活躍を推進する体制整備	<p>○障害者雇用推進者として総務財政課長を選任する。</p> <p>○障害者である職員の相談窓口を設定し、庁舎内掲示等により周知する。</p> <p>○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3カ月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。</p>
② 障害者の活躍の基本となる職務の選出・創出	○障害者が従来業務遂行が困難となった場合、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<p>○相談窓口への相談のほか、半期ごとに実施している人事評価面談の際等の機会により、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。</p> <p>○なお、措置を講じる際には、障害者からの要望を踏まえつつ、可能な範囲内において適切に実施する。</p> <p>○募集・採用の際は、以下の取扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定すること。 ・「自力で通勤できること」、「介助者なしで業務が遂行できること」、「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を付すこと。 ・特定の就労支援施設からの受入れに限定すること。 <p>○時間単位の年次有給休暇や、傷病休暇又は病気休暇などの各種休暇の利用を促進する。</p>
4 その他	○各関係法律等に基づき、障害者の活躍の場を拡大できるよう、適切な支援、配慮に努める。